被	認定	証 番	号	石川県公安委員会 第284号
処分	自動車運の名称		業 者記 号	7 3 代行
者	主たる営業市 区	所が所る 町	至する 村	金沢市
処	分 年	月	B	令和5年1月19日
処	分	内	容	指示処分
処	分	理	由	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講ずることなく、自動車運転代行業を行ったため。
根	拠	法	令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第12条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第22条第2項
処分	分を行った	:都道府	県	石川県